

## 第5章 都市づくりの方針

都市づくりの方針では、将来都市構造の実現のため、目標年次にむけた7つの方針（土地利用、都市交通施設、公園・緑地等、下水道及び河川等、市街地整備、都市防災、都市景観形成）を明らかにします。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような新たな感染症に伴うリスクに対し、日常生活や働き方にこれまでにない新たな生活様式への変容が求められている状況を踏まえ、都市づくりの方針の展開に際しては、安全安心で快適な市民の生活を確実に守れるよう、新たな生活様式に応じた都市空間の形成を目指していきます。

### 1 土地利用の方針

将来都市構造の実現に向けて、適正な都市機能を維持したうえで、用途混在等がみられる土地利用の整序、低・未利用地の活用あるいは土地の高度利用等による、近年の土地需要に応じた土地利用を図ります。

#### （1）市街化区域

##### ○低層住宅地区

主に土地区画整理事業等により計画的に整備され、既に低層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、現在の居住環境を維持しつつ、周辺の古くからの市街地や本市ならではの特徴である市街化調整区域等に広がる農業集落とのバランス・調和を図るため、今後も低層住宅を主体とした土地利用を維持します。

##### 〈規制誘導の方針〉

- ・低層住宅を主体とした土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続します。
- ・良好な居住環境の維持・創出を図るため、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロール等を目的とした地区計画等の策定を支援します。
- ・日進駅西土地区画整理地区内においては、良好な居住環境の創出を図るため、民有地緑化を推進する地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅地の形成を促進します。
- ・一団の低・未利用地が残されている地区においては、地権者の合意を得ながら暫定用途の解消等を図ることにより、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。
- ・現在施行中の土地区画整理事業地区内の低層住宅地区においては、事業の円滑な進捗を促進し、着実な市街化を進め、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。

##### ○中高層住宅地区

土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内において、既に中高層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、公共交通網の利用促進や多様な都市機能の集積によるコンパクトな生活圏の構築という観点から、現在の高い人口集積を維持するため、今後も中高層住宅を主体とした土地利用を維持します。

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・中高層住宅を主体とした土地利用の維持に向け、原則、現在の用途地域指定を継続します。

#### ○一般住宅地区

現在の市街化区域の縁辺部（市街化調整区域との境界部）に広がる農業集落を発祥とする住宅市街地については、農業集落としてのたたずまいを残しつつ居住環境の維持・改善を図るとともに、土地区画整理事業により計画的に整備された住宅市街地については、今後も現在の住居系土地利用を主体とした土地利用を維持します。

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・これら土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続します。
- ・狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な地区においては、これら基盤施設の整備・改善を進めることで、土地活用がしやすい環境を整えます。
- ・地区内にみられる低・未利用地等については、地権者意識の啓発や民間活力の誘導等により、日常的な生活利便性機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能に着目した土地利用を誘導します。

#### ○沿道住商複合地区

(都)国道 153 号バイパス線沿道や(都)瀬戸大府東海線沿道、(都)日進三好線沿道においては、自動車でのアクセス利便性に優れ、沿道型商業施設等の立地の優位性が高いことから、これら商業施設等を主体とした土地利用を促進します。

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・沿道型の商業施設を主体とした土地利用の維持に向け、原則、現在の用途地域指定を継続します。
- ・一団の低・未利用地が残されている地区内のうち、幹線道路沿道においては、土地区画整理事業等の面的整備を促進しつつこれら商業施設の立地誘導を可能とする用途地域の指定を検討します。

#### ○住商複合地区

鉄道 3 駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内の近隣商業地区においては、その周辺に立地する中高層住宅等と一体となってコンパクトな生活圏の構築を図るため、生活利便施設等を主体とした土地利用を促進します。

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・生活に密着した商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続します。
- ・赤池駅周辺については、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な生活利便機能の向上を図ります。

#### ○住工複合地区

住工複合型の土地利用を維持及び今後の土地利用動向をみながら、適切な土地利用の誘導を促進します。

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・ これら土地利用の維持・促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続するものとしますが、地元の意向を十分踏まえ、住工混在の状況を解消する目処が立った地区では、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域の変更を検討します。
- ・ 北部地区については、事業系の企業を誘致するため、適切な工業系の用途地域への見直しを検討します。

#### ○教育・研究地区

研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区及び日進駅南地区においては、現在の土地利用を維持します。（※将来都市構造 再掲）

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・ これら土地利用の維持に向け、現在の用途地域指定及び特別用途地区の指定を継続します。

图：土地利用方针图（市街化区域）





## (2) 市街化調整区域

### ○森林保全地区

本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる森林においては、貴重な動植物が多く生息する等本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されています。また、これら森林は本市ならではの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的にその維持・保全を図ります。(※将来都市構造 再掲)

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・現在の自然的土地利用を維持し、豊かな自然環境を保全するため、保安林指定等の現在の法指定状況を継続するとともに都市計画法上の位置づけを検討します。なお、岩藤新池2期地区の整備については、早期実現を目指し、県等との協議を進めます。
- ・保安林指定のない森林については、無秩序な都市的土地利用の進行を防ぐため、違法な開発の監視強化や新たな開発行為の抑制に努めます。なお、止むを得ず開発等が生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるよう、一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努めます。

### ○森林活用地区

三本木地区周辺や本市南部に広がる森林においては、保全を基本としつつも、豊かな自然環境に調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての有効活用を図ります。(※将来都市構造 再掲)

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・保全を基本としつつも、森林との調和した施設の立地を図るべく、市街化調整区域における開発需要への対応について検討します。
- ・米野木駅南周辺については、今後の土地利用のあり方の検討を進めます。

### ○農地・農業振興地区

天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地と農地の中に点在する農業集落は、本市の都市構造上の大きな特徴であると同時に、防災上及び都市生活（都市での暮らしやすさ）を支える良好な自然環境の維持・保全の観点からも、これら土地利用を一体のものとして維持していくことが重要であるため、現在の土地利用の維持・保全を図ります。(※将来都市構造 再掲)

#### 〈規制誘導の方針〉

- ・一団の優良農地については、原則、現在の農用地区域の指定を継続します。
- ・その他の農地については、農業の担い手の育成・強化による生産性の向上等により、農地の持つ多様な機能の維持・向上を図ることで、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぎます。
- ・これら重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる人・農地プランを活用し農地の集約化を図ります。
- ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善にむけた支援を行います。

## ○農地活用地区

(都)国道 153 号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は市の最下流部に位置し、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから保全していくとともに、特色ある農産物を活かした観光振興に寄与する土地利用の形成を図ります。(※将来都市構造 再掲)

### 〈規制誘導の方針〉

- ・防災、農業や観光振興等の今後の動向を十分踏まえつつ、必要に応じ規制・誘導施策を検討します。

## ○住宅団地地区

市街化調整区域において住宅地として開発がなされてきた地区においては、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を図ります。(※将来都市構造 再掲)

### 〈規制誘導の方針〉

- ・低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全に向け、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討します。

## ○産業地区

機織池地区及び周辺、日進東部地区等においては、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、工業系土地利用（製造工場・研究開発施設、物流施設等）を主体とした土地利用を促進します。

### 〈規制誘導の方針〉

- ・産業機能等の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。

## ○教育・研究地区

研究施設等が既に集積する米野木研究開発地区に隣接する地区及び市街地外に立地する大学周辺等においては、現在の土地利用を維持します。

### 〈規制誘導の方針〉

- ・現在の土地利用を基本としながらも新たな魅力等を創出する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。

## ○土地利用検討地区

現在の市街化調整区域において、拠点の形成を目指す地区においては、各々の拠点を目指す将来像を踏まえながら、地区計画の策定を含めた具体的な土地利用及びその規制誘導に向けた方策を検討します。

图：土地利用方针图（市街化调整区域）



## 2 都市交通施設に関する方針

本市と本市外を結ぶ広域な交通網としての自動車専用道路から地域の暮らしを支える生活道路に至るまで、道路の交通量、利用者の特性等を勘案して、交通渋滞等がなく安全で快適に利用できる道路ネットワークを形成するとともに、鉄道やバス等の公共交通の利便性の向上、市民の憩いや健康増進等に資する歩行者・自転車ネットワークの形成を進めていきます。

### (1) 幹線道路等

#### ○幹線道路

道路ネットワークを構成するため、将来都市構造で位置づけた現行都市計画道路や現在の国・県道等の整備・改善を図ります。

老朽化した橋梁、横断歩道橋、道路舗装等については、長寿命化計画に基づき、計画的に修繕工事を行います。

また、道の駅の整備を進め、道路利用者の利便性の向上を図るとともに、まちの持続的な発展に向け、にぎわいを創出する地域活性化の拠点の形成を図ります。

道路種別	道路の機能等
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路で、国土レベルの広域的な自動車交通を処理する。
主要幹線道路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
都市幹線道路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、特に市街地内においては、主要幹線道路、都市幹線道路で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全する。
補助幹線道路	主要幹線道路又は都市幹線道路で囲まれた区域内において、当該区域の発生又は集中する交通を集約し適正に処理する道路。なお、この区域内の良好な都市環境を実現するため、区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないように配置することが望ましい。

#### <具体的な整備方針>

- ・本市と本市外とを結ぶ広域的な交通結節点及び交通軸となる東名高速道路の(仮称)東郷スマートインターチェンジと(都)名古屋瀬戸道路の南進については、その整備を促進するため、関係機関との協議・協力を行います。
- ・主要幹線道路として位置づけた2路線((都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府東海線)は、適切な維持・管理が行われるように協力します。
- ・(都)瀬戸大府東海線沿線における「道の駅」については、住民や各関係機関と調整・協議を行いながら、早期の開駅を目指します。
- ・都市幹線道路については、市街地相互の交通流動を円滑に処理するため、(都)日進中央線、(都)米野木助生線、(都)名古屋豊田線及び(都)名古屋三好線等の整備を促進するとともに



に、（都）野方三ツ池公園線の整備を推進します。

- ・補助幹線道路については、都市幹線道路等を補完し、日常的な生活圏相互を連絡する役割を担う路線を適切に配置し、その整備を促進・推進します。

### ○生活道路

幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備にあたっては、地域との連携を図りながら推進するとともに、不要な通過交通の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、安全性に配慮した道路環境を創出します。

また、古くからの住宅団地の道路等の老朽化が進んでいるものについて、計画的な改修を行います。

#### <具体的な整備方針>

- ・狭あい道路の整備にあたっては、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善にむけた支援を行います。
- ・通過交通が多く交通安全上課題のある生活道路及び歩行者の利用が多い通学路等の生活道路については、交通安全対策の実施を検討します。

### ○検討路線

分散している市街地を結び、都市としての一体性を確保するために検討されている路線は、地権者や地域住民の理解を得ながら、早期整備に向け、関係機関と協議します。

#### <具体的な整備方針>

- ・検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、早期整備を目指します。
- ・市街化区域内において、現在施行中の土地区画整理地区内と周辺の既存市街地をつなぐ路線の整備を検討します。



## (2) 公共交通等

### ○鉄道・バス

公共交通軸である名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線については赤池駅、日進駅、米野木駅の3駅を中心として市内の各拠点間の連携強化やアクセス性の向上を図り、鉄道事業者と協力して利用促進を検討します。また、北のエントランス拠点に隣接する愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）については、各事業者と協力して、より一層の利用促進を検討します。

バス路線については、市街地が分散構造にある本市において、市役所や病院等の公共公益施設や商業施設へのアクセス等、高齢者などの日常生活交通を確保することがより一層重要となってくることから、民間路線バスや、市内巡回バス「くるりんばす」を中心に一層の利用促進を検討します。また、「周辺市町のコミュニティバス」等との連携による広域的な移動手段の強化や新たな交通手段の導入について検討します。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・地域公共交通計画の検討・策定を通じ、行政をはじめ道路管理者等関係機関、鉄道・バス等事業者、地域住民等が一体となって、鉄道・バス等の公共交通網の充実・利用促進を図ります。
- ・「くるりんばす」については、持続可能なシステムとして、現在のサービス水準の維持に向け、利用者増に資するバス停付近における乗降環境の向上やソフト施策等の充実を図ります。

### ○公共交通結節点

市民が過度に自動車交通に依存することなく、快適に移動できる交通環境を目指し、鉄道・バスの利用促進を図るため、既存の駅前広場の改良を推進します。

赤池駅前広場は、民間路線バス・市内巡回バス「くるりんばす」等の利用しやすさを向上するため、再整備を検討します。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・赤池駅、日進駅、米野木駅においては、交通結節点における乗り継ぎの利便性を向上させるため、運行時間の相互調整等鉄道とバスの連絡強化に向けた事業者等への働きかけや関係機関との協議・調整を進めます。
- ・赤池駅周辺については、駅前広場内及び駅周辺道路が慢性的に交通渋滞していることから、市街地整備に合わせた交通環境の改善を検討します。

### (3) 歩行者・自転車ネットワーク

天白川・岩崎川からなる「水とみどりの軸」やこれとつながる幹線道路の歩道空間を活用し、快適な移動空間を有し、市民の健康づくりにつながる歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。合わせて、これと連動しながら、憩いの場やにぎわい創出の場となるような“たまり空間”等の確保を検討します。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・岩崎川については、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進するとともに、沿道におけるポケットパーク整備や空き地等を活用した“たまり空間”の確保を検討します。
- ・幹線道路の歩道空間については、歩行者や自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、歩車分離及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を推進します。
- ・既成市街地等における生活道路については、通過・不要交通の進入や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討するとともに、必要に応じ歩道整備を推進します。



### 3 公園・緑地等に関する方針

都市の魅力向上させるには、公園・緑地等の活用は必要不可欠です。特に、緑の豊かさは、市民生活の満足度につながることから、質の高い緑の形成を目指します。

#### (1) 公園・緑地等

レクリエーション拠点として位置づける日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては、既存の機能を維持しつつ、緑の質を高めていきます。

また、東部丘陵西部地区については、周辺の自然環境を活かしつつ、本市が抱える行政課題の解決につながる公園等の整備を検討します。

さらに、市民の憩いの場、健康増進等に必要な公園・緑地については、施設利用の安全確保を最優先に行いつつ、緑の質を高めていきます。

##### 〈具体的な整備方針〉

- ・新設公園については、土地区画整理地区内に整備すべき公園を最優先に検討します。
- ・既存の公園については、安全に公園利用ができるよう、計画的な公園遊具の修繕、入れ替えを行っていくとともに、緑の質を高めていくため、計画的な植栽剪定等を行います。

#### (2) 緑化

緑の豊かさを高めていくため、森林や農地等といった既存の緑を活用することで健全で良質な緑を維持していくとともに、市民、行政等が協働して身近な生活空間に質の高い緑を創出します。

##### 〈具体的な整備方針〉

- ・民間施設の屋上緑化、壁面緑化等を促進し、身近に質の高い緑がある良好な居住環境を形成します。
- ・緑の普及啓発につながる募金や各種講座を実施し、緑づくりや緑を育てる人づくりを行います。
- ・重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる人・農地プランを活用し農地の集約化を図ります。

#### (3) 緑の保全

豊かな緑を大切に、誰もが将来にわたり暮らしやすい生活空間を堅持していくため、後世まで残していく緑については、それらが持つ機能を最大限に発揮できるように活用しながら保全していきます。

特に自然環境拠点や市北東部に位置する東部丘陵地、御嶽山周辺の森林については、本市の骨格となる緑豊かな自然環境であるため、生物多様性の保全を意識し、生物と人が共存できる空間となるように努めます。

##### 〈具体的な整備方針〉

- ・緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、森林環境譲与税を活用した森林の整備及びその促進を図ります。

## 4 下水道及び河川等に関する方針

下水道施設等の汚水処理施設の整備、維持管理を効率的かつ計画的に進めることにより、安全で衛生的な住環境の創出を目指し、また、河川等の整備を計画的に進めることにより、水害等の災害がないまちづくりを目指します。

### (1) 下水道

快適な都市基盤整備を目指し、市街化の動向・見通しとの整合を図るとともに、生活環境保全に努めながら、災害時等の対策、維持管理の効率性等を検討しつつ、整備を推進します。そのために、下水道施設等の汚水処理施設の未普及解消に向けた整備スケジュールを含め、適切な規模で地域の実情に応じた計画を検討します。

また、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化し、持続的な下水道機能確保のため、より一層効率的・効果的なストックマネジメントの促進を図ります。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・「梅森処理区」は、管渠の計画的な整備・維持管理を進めます。
- ・「南部処理区」は、処理場の処理能力の拡充や土地区画整理地区内や既成集落等を含めた計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
- ・「北部処理区」は、処理場及び管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。

### (2) 河川等

本市内の河川・水路は、二級河川为天白川、岩崎川、繁盛川及び準用河川の豊田川、細口川、高上川と12本の普通河川と水路等で構成されています。

市の中央を流れる天白川については、平成12年9月の東海豪雨災害を受け、天白川河川激甚災害対策特別緊急事業により名古屋市内において、引堤、河床掘削等が実施されており、平成21年3月24日に策定された天白川整備計画に基づき、環境に配慮しつつ河床掘削等の整備が行われる予定です。

市管理の河川については、近年、想定外のゲリラ豪雨等により日本各地で大きな水害が起きていることから、本市においてもその被害を最小限にとどめるため、また長期的な都市の発展に対応するために、計画的な整備を推進します。

また、天白川、岩崎川等については、水とみどりの軸として地域住民の交流を促進するための歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図ります。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・新規の大規模開発における調整池については、治水環境に配慮し、流出抑制対策を実施します。
- ・特定都市河川流域に指定される境川流域では、雨水貯留浸透施設を設置を義務付ける等、引き続き確実な総合治水対策を推進します。
- ・水とみどりの軸として位置づける天白川及び岩崎川等については河川の有効利用を図るため、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進します。

- ・下水道施設等の汚水処理施設の整備を促進し、河川の水質汚濁を抑制します。
- ・雨水管理総合計画を策定し、雨水流出抑制対策や排水路等の計画的な整備を推進していきます。

## 5 市街地整備の方針

良好な居住環境の創出を図るとともに、地域住民の安全性・快適性を確保できるよう、既存ストックを活かしながら、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

### ○既成市街地の整備

主に現在の市街化区域の縁辺部に広がる古くからの市街地においては、良好な居住環境の維持・形成を図るため、地区内に多くみられる幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備を推進しつつ、ポケットパークや排水施設等の整備を計画的に進めます。

なお、生活に密着した狭あい道路と歴史ある建物が一体となって趣きある景観を形成している地区については、地域住民の理解と協力のもと、狭あい道路の整備・改善を進めます。

土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区においては、良好な居住環境を維持します。

また、アダプトプログラム制度等の推進により地域住民や企業による美化活動を促進します。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善にむけた支援を行います。
- ・今後増加が予測される空家の利活用や除却に向けた取組を継続的に行います。

### ○計画的市街地の整備

市街化区域内の土地区画整理事業施行中地区は円滑に事業を促進し、早期の完了を図ります。

また、事業計画中地区は、具体的な組合の設立と事業化の支援を行い、事業検討中地区は、地権者の土地活用の意向等を踏まえて、相談受付や勉強会を支援します。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・現在施行中である赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区の土地区画整理事業は、公共施設の整備促進や保留地販売の促進支援等を行い、事業完了までの支援を行います。
- ・香久山西部地区については、地域の生活利便施設である商業施設、宅地、及び道路整備、公園整備を行いながら、既存市街地とつながりのあるまちづくりを推進します。
- ・日進駅西地区については、緑豊かで良好な居住環境の創出を図るため、宅地内緑化を推進する地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を促進します。
- ・北部地区は、「北のエントランス拠点」と位置づけて土地利用を行い、商業地区、工業地区、住居地区の調和がとれた、北の玄関にふさわしい地区にするため、土地区画整理事業によるまちづくりを推進します。
- ・折戸鎌ヶ寿地区は、宅地、道路等を整備し、優良な住環境を創出することで、土地の付加価値を高めることを目標に、土地区画整理組合の設立を支援します。

### ○低・未利用地の整備

現在の市街化区域内において、土地区画整理事業を行っておらず一団の低・未利用地が残されている赤池箕ノ手地区、折戸鎌ヶ寿地区等においては、新たな市街地形成に向け、地権者の土地利用



用意向等を踏まえて、活用のあり方について検討を進めます。

〈具体的な整備方針〉

- ・良好な市街地の形成に向けて、暫定用途地域の解消を図ります。

## 6 都市防災に関する方針

市民の生命を最大限守り、地域及び社会の重要な機能を維持するため、地域の強靱化に努めます。大規模自然災害時には市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減し、迅速な復旧復興を可能とするため、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりを行います。

本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、延焼遮断機能や救援・復旧活動機能を担う緊急輸送道路の整備を促進するため、関係機関との協議・協力を行います。

既成市街地においては、狭あい道路の解消・改善を順次進めつつ、地域内にみられる低・未利用地等の活用を図ることにより、避難路や避難場所としての機能を有する生活道路や公園等を確保し、都市防災の強化を図ります。

### 〈具体的な整備方針〉

- ・日進市地域強靱化計画に基づき、地域の強靱化に係る必要な施策を着実に推進します。
- ・土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等について、防災対策マップ、洪水ハザードマップ等、誰にとってもわかりやすい資料の配布により、市民への周知を図るとともに、防災・減災を考慮した土地利用について検討します。
- ・地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路等については、長寿命化計画に基づき適切な維持・管理を図ります。
- ・第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルートの多重性確保を図ります。また、第2次緊急輸送道路である（都）瀬戸大府東海線沿いに道の駅を整備し、市民の一時的な避難場所や救助救援部隊の活動拠点など防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。
- ・市街地の火災の防除を図るために指定する「防火地域」、「準防火地域」については、建築物の防火性能を規定し、火災の危険から市民の生命を守る観点から、適切に定めます。具体的には、近隣商業地域及び準住居地域においては、土地の高度利用が図られる可能性が高く、建築物の防火性能が必要とされることから、原則として準防火地域を定めることとします。
- ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に合わせた狭あい道路の解消・改善にむけた支援を行います。また、木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討する等により、防災性の向上を検討します。

## 7 都市景観形成に関する方針

開発と保全の調和を図りながら、まちなみや自然、地形等の地域特性を活かし、市民生活において心地よさを感じることができる景観を形成し、都市の魅力を高めます。

### (1) 自然景観

本市中央部に大きく広がる田園や北東部及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑は、自然と共生した本市ならではの都市景観を構成する重要な資源であることから、これら自然景観の保全を図ります。

また、本市を東西方向に流れる天白川、岩崎川については、豊かな自然環境が残るとともに都市での生活を支えるアメニティ空間でもあることから、河川沿いのみどりを保全することで、より心地よい空間へと質的向上を図ります。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・一団の優良農地においては、原則現在の農用地区域の指定を継続するとともに、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐことで、広がりともまりのある田園景観を保全します。
- ・北東部に広がる森林等において、保安林指定等の現在の法指定状況の継続や都市計画法上の位置づけを検討するとともに、無秩序な都市的土地利用や開発行為の抑制により、市街地の背景として広がる豊かな緑の景観を保全します。

### (2) まちなみ景観

古くからの住宅団地においては、良好な居住環境の創出に向け、沿道緑化の促進や地区内に残る低・未利用地の保全・活用等により、緑豊かで住み心地のよいまちなみ景観の形成を図ります。特に、歴史ある建物が一体となって趣きあるまちなみを形成している地区については、歴史ある建物の保全・再生を進め、現在の特色あるまちなみ景観の保全を図ります。

また、主に土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区や今後、面的な整備が予定されている地区においては、自然景観からまちなみ景観への円滑な転換を図ることが重要であることから、敷地内緑化の促進や道路空間の緑化、現況の地形や植生を生かした面的整備の促進等により、憩いとやすらぎを感じられるような新しいまちなみ景観の形成を図ります。

さらに、市内3つの鉄道駅周辺においては、本市の玄関口にふさわしく美しさと魅力を感じられるまちなみ景観の形成を図ります。

#### 〈具体的な整備方針〉

- ・敷地内緑化の促進や良好なまちなみ形成を図るため、地域住民と協働し、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールや緑化促進等を目的とした地区計画等の策定を支援します。
- ・計画的な整備が完了している地区において、幹線道路等における街路樹植栽を維持・保全します。